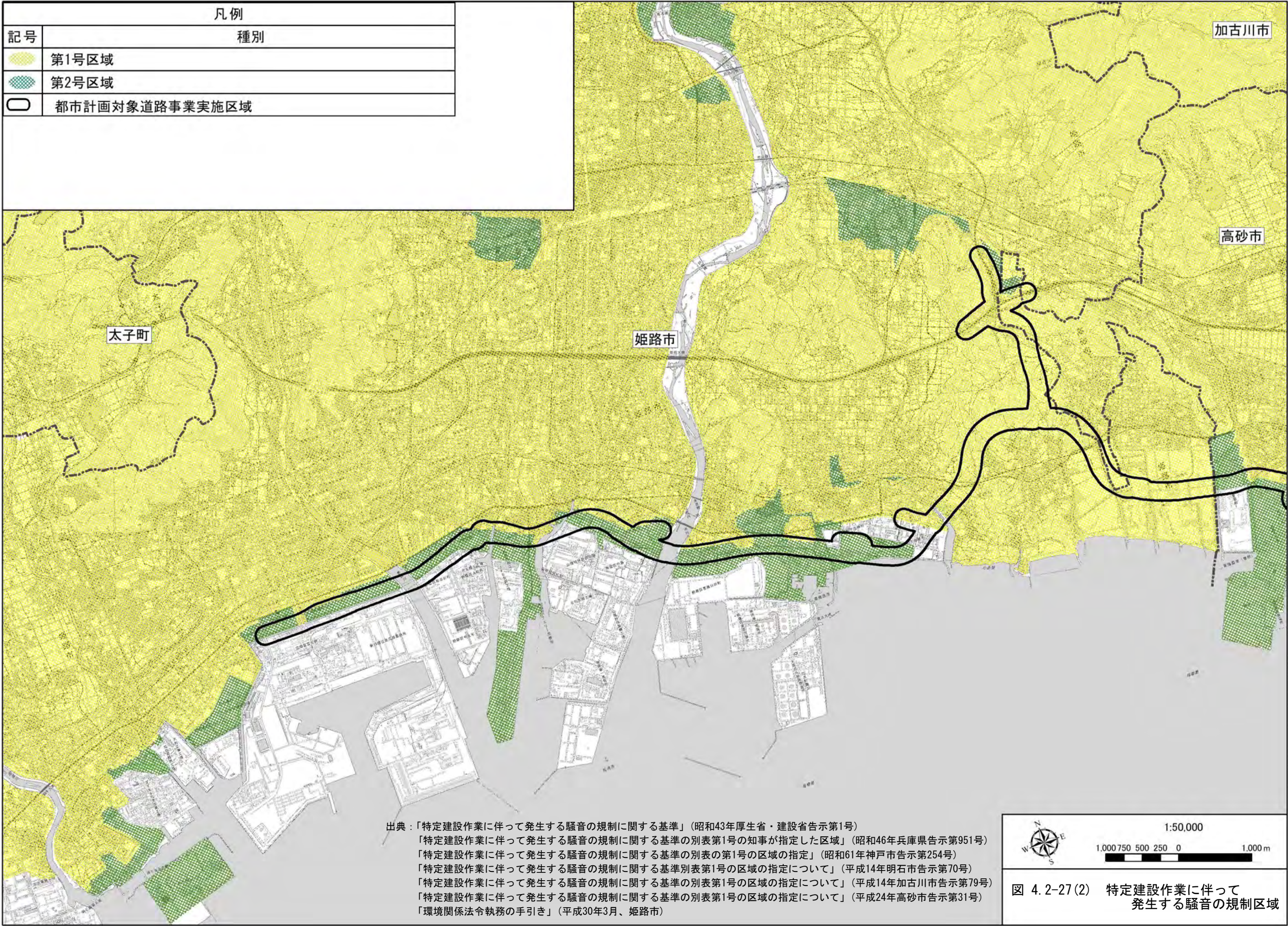




18) 振動規制法第3条第1項及び第16条第1項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第3条第1項及び第16条第1項に規定する道路交通振動の限度(要請限度)と時間の区分を表4.2-68に、調査区域における道路交通振動の規制区域を図4.2-28に示します。

道路交通振動の要請限度について、主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は第1種区域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は第2種区域に定められています。

表 4.2-68 道路交通振動の要請限度と時間の区分

区域の区分	時間の区分と要請限度	
	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日の午前8時まで)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注1) 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいいます。

(1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(2) 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注2) 振動レベルは、5秒間隔、100個またはこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とします。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間」(昭和52年兵庫県告示第2265号の5)

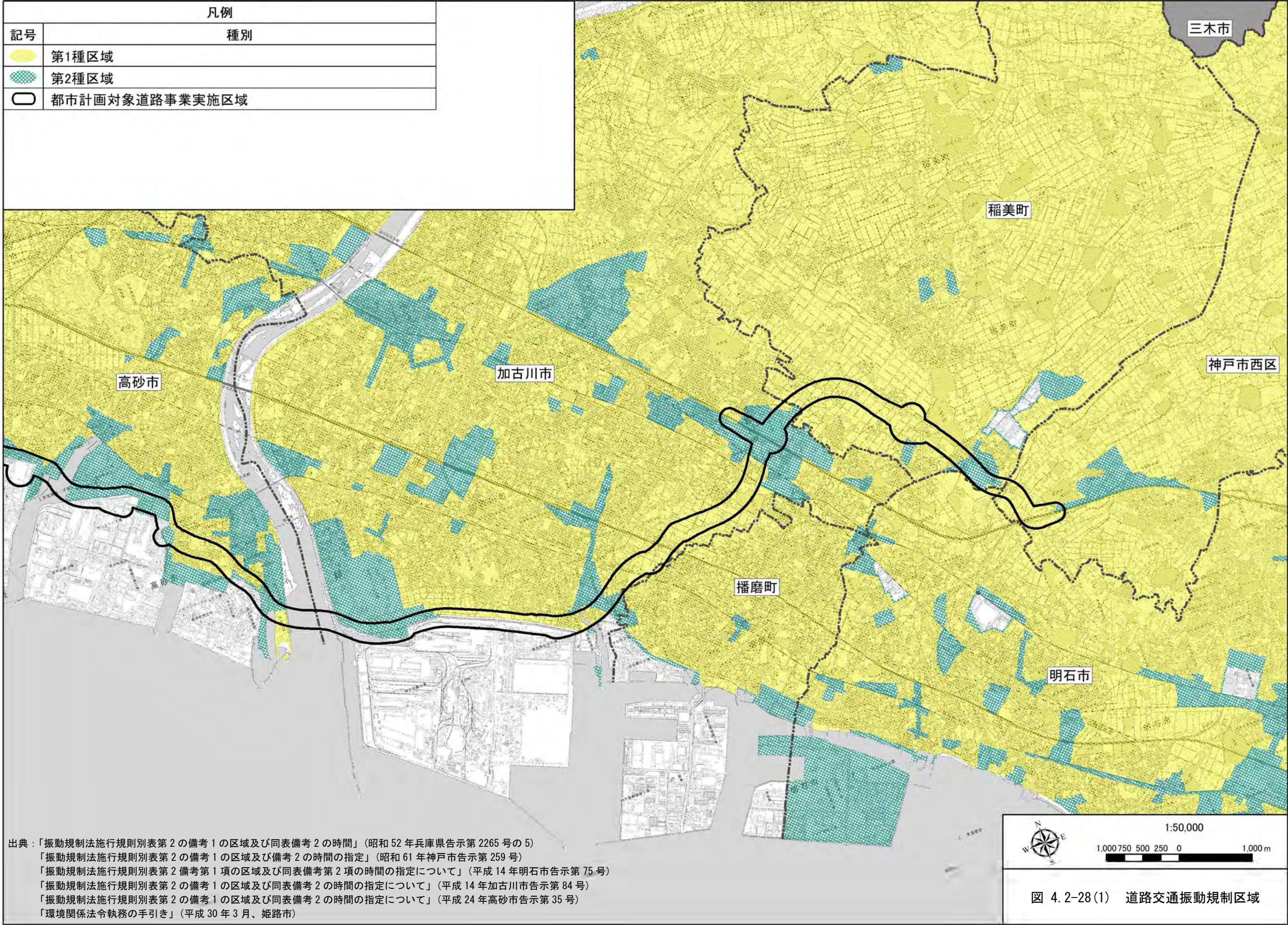
「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び備考2の時間の指定」(昭和61年神戸市告示第259号)

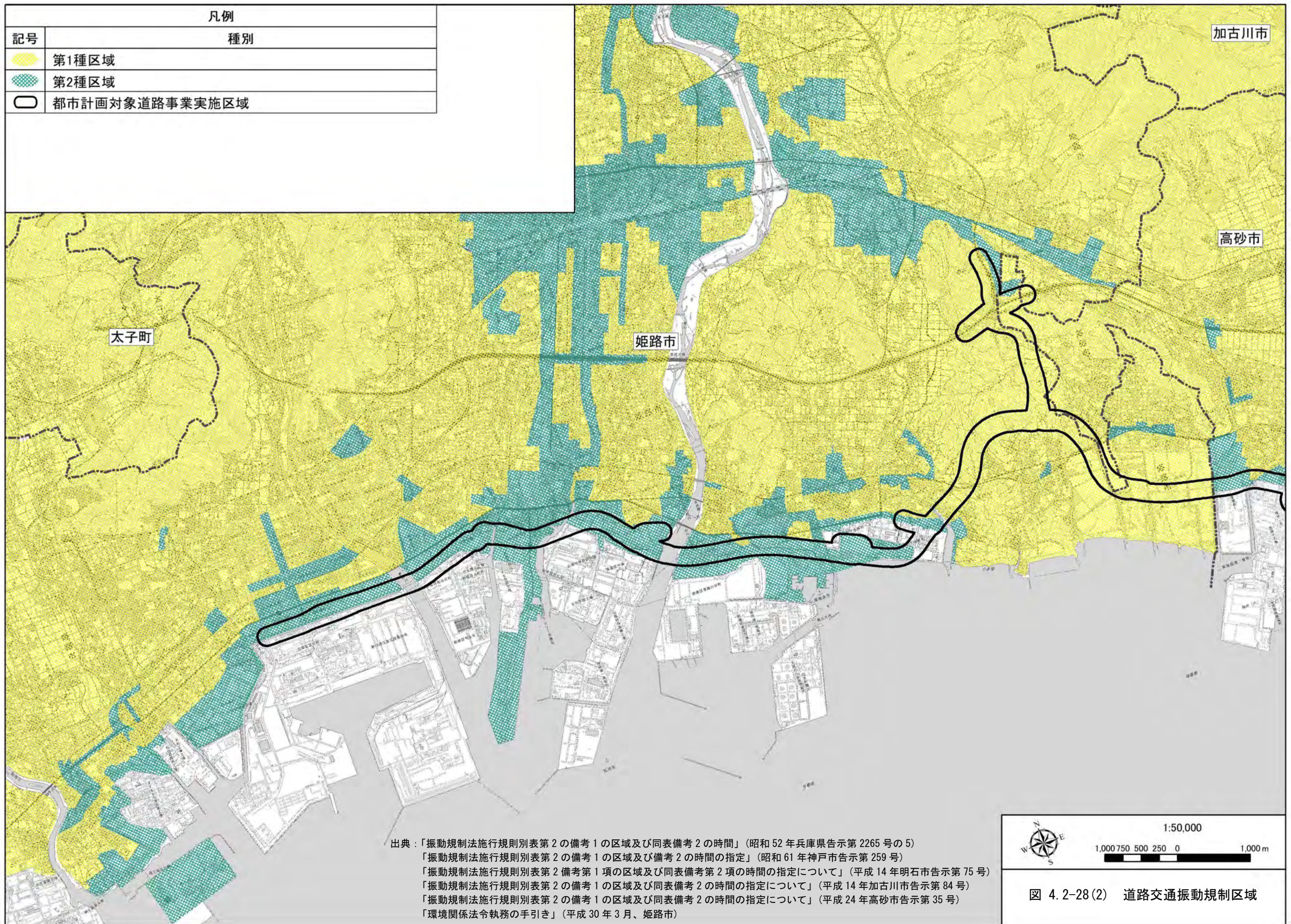
「振動規制法施行規則別表第2備考第1項の区域及び同表備考第2項の時間の指定について」(平成14年明石市告示第75号)

「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について」(平成14年加古川市告示第84号)

「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について」(平成24年高砂市告示第35号)

「環境関係法令執務の手引き」(平成30年3月、姫路市)





19) 振動規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表4.2-69に、特定建設作業を表4.2-70に、調査区域における特定建設作業の規制区域を図4.2-29に示します。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制について、兵庫県では主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定を受けていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80mの区域については第1号区域として指定されています。また、工業地域、工業専用地域のうち第1号区域を除く区域(一部地域を除く)が第2号区域に定められています。

兵庫県では、法に基づく特定建設作業に加えて、「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年兵庫県条例第28号)に基づく振動に係る特定建設作業を表4.2-71に示すとおり定めています。

また、高砂市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「高砂市環境保全条例」(平成11年高砂市条例第1号)に基づく騒音、振動に係る特定建設作業及び設備基準を「17) 騒音規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況」に示した表4.2-66のとおり定めています。

表 4.2-69 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

項目		振動の基準	適用除外
振動の大きさ	基準値	75 デシベル	—
	測定位置	敷地境界	
作業時間帯	第1号区域	午後7時～翌日午前7時の時間内 にないこと	A B C D
	第2号区域	午後10時～翌日午前6時の時間内 にないこと	
1日当たりの 作業時間	第1号区域	10時間/日を超えないこと	A B
	第2号区域	14時間/日を超えないこと	
作業期間		連続6日を超えないこと	A B
作業日		日曜日その他の休日ではないこと	A B C E F

注) 適用除外は以下に示すとおりです。

- A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
- D 「道路法」(昭和27年法律第180号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和35年法律第105号)による使用許可(協議)により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
- E 「道路法」(昭和27年法律第180号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和35年法律第105号)による使用許可(協議)により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F 「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

出典:「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)

表 4.2-70 振動規制法に基づく特定建設作業

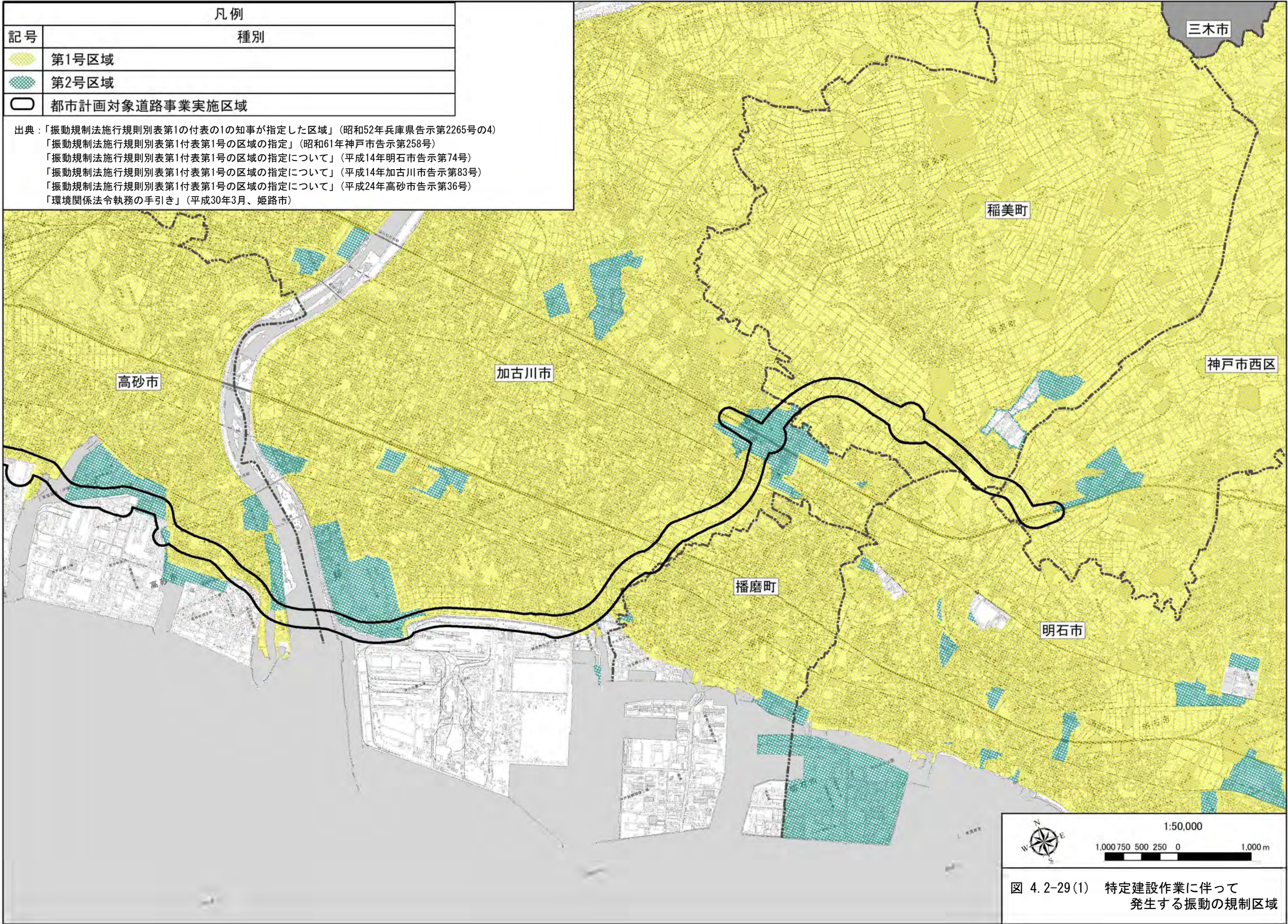
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

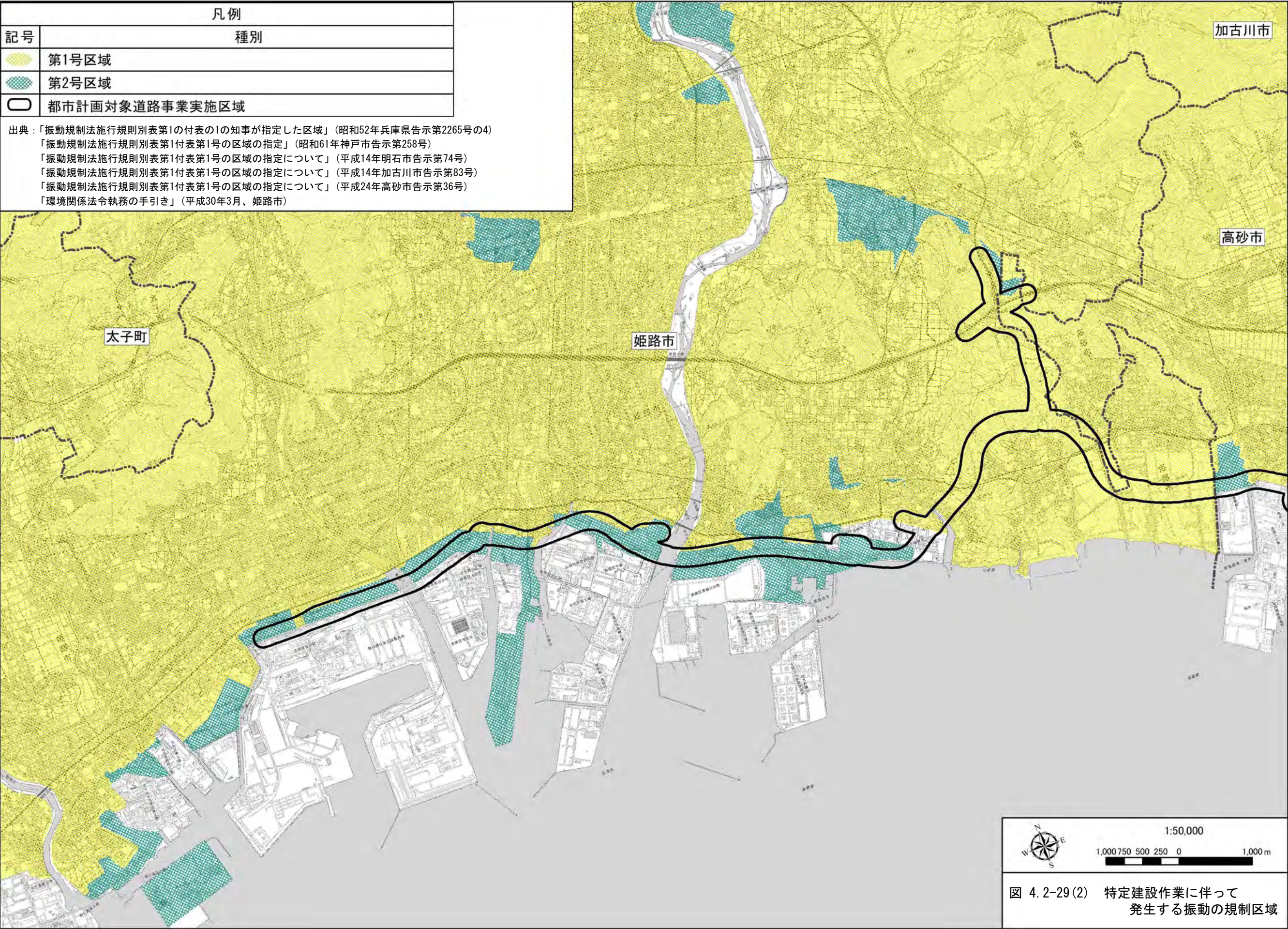
出典：「振動規制法施行令」(昭和 51 年政令第 280 号)

表 4.2-71 環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい抜機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えないものに限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えないものに限る。)

出典：「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成 8 年兵庫県規則第 1 号)





20) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準が定められた区域

(1) 全国一律の排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第3条第3項では有害物質による汚染として28項目、その他の汚染として15項目について全国一律の排水基準を定めています。排水基準を表4.2-72に示します。

表 4.2-72(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による汚染)

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03mg/L
シアン化合物	シアンとして 1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛として 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素として 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考 1 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)

表 4.2-72(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の汚染)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質量	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)

(2) 「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例」による上乗せ排水基準

兵庫県では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例」(昭和 49 年兵庫県条例第 18 号)により上乗せ基準を定め、規制が行われており、調査区域は、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域となっています。上乗せ排水基準を表 4.2-73 に示します。

表 4.2-73 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例による上乗せ排水基準

有害物質の種類	許容限度	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
シアン化合物	シアン 0.7mg/L 以下	シアン 0.3mg/L 以下
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.7mg/L 以下	0.3mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.35mg/L 以下	六価クロム 0.1mg/L 以下
砒素及びその化合物	—	砒素 0.05mg/L 以下
備考 1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、県の区域に属する公共用水域の全域とする。 2 この表に掲げる排水基準は、法第 2 条第 2 項に規定する特定施設(以下、「特定施設」という。)及び法第 2 条第 3 項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 2 の規定により法第 2 条第 3 項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設(以下「みなし指定地域特定施設」という。)を含む。以下「指定地域特定施設」という。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から排出される排水について適用する。 3 砒素及びその化合物についての排水基準は、温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する特定事業場のうち、旅館その他の宿泊所及び医療業に該当するものから排出される排水については、当分の間、適用しない。 4 この表に掲げる排水基準は、1 の施設が特定施設又は指定地域特定施設(以下、「特定施設等」という。)となった際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。 (1) 特定施設 6 月間(当該施設が法第 12 条第 2 項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1 年間) (2) 指定地域特定施設 1 年間(当該施設が法第 12 条第 3 項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、3 年間) 5 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。 (1) 昭和 49 年 4 月 1 日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号。以下、「昭和 49 年改正政令」という。)の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号。以下、「政令」という。)別表第 1 に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場 (2) 昭和 51 年 4 月 1 日において、昭和 49 年改正政令の規定により政令別表第 1 に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場 (3) 昭和 63 年 4 月 1 日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和 51 年政令第 122 号。以下、「昭和 51 年改正政令」という。)、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和 54 年政令第 132 号。以下、「昭和 54 年改正政令」という。)、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和 56 年政令第 327 号。以下、「昭和 56 年改正政令」という。)及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和 57 年政令第 157 号。以下、「昭和 57 年改正政令」という。)の規定により政令別表第 1 に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場 (4) 平成 3 年 11 月 1 日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成 2 年政令第 266 号。以下、「平成 2 年改正政令」という。)の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場 (5) 備考 4 に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場		

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例」(昭和 49 年兵庫県条例第 18 号)

21) 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町には、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項に規定する総量削減基本方針に係る規制の指定地域があります。指定状況は、表4.2-74に示すとおりです。

表 4.2-74 総量削減基本方針に係る規制の指定地域

対象物質	対象市町
窒素又はりん含有量	神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、太子町

出典：「水質汚濁防止法施行令」（昭和46年政令第188号）

22) 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府県の区域

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町は、全域が「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する関係府県の区域に指定されています。

23) 瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7の規定により指定された自然海浜保全地区

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）第12条の7の規定による自然海浜保全地区はありません。

24) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）第3条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

25) 排水基準を定める省令別表第2の備考6に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6に規定する窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域があります。規定状況を表4.2-75に、位置を図4.2-30に示します。

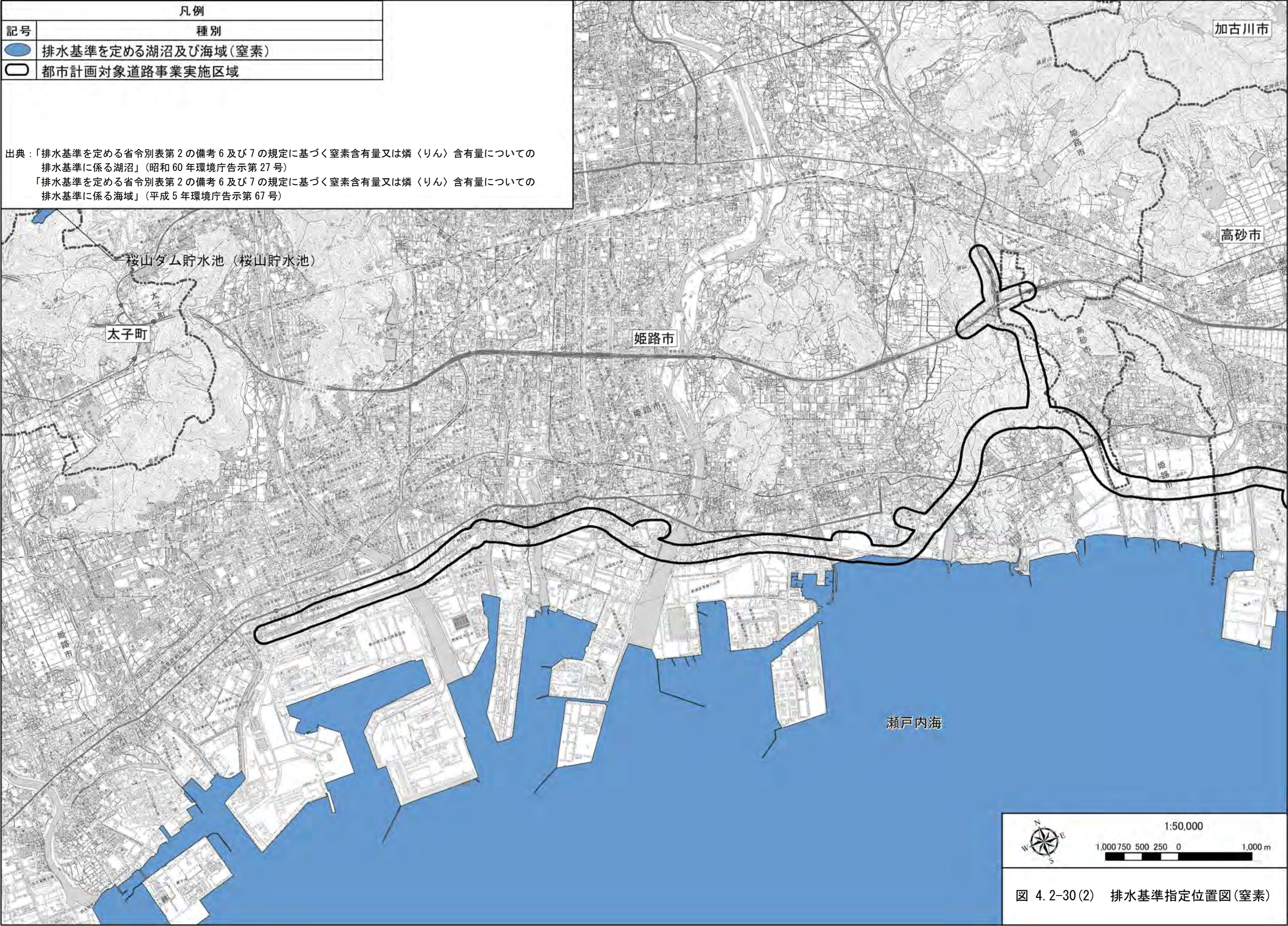
都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池及び瀬戸内海があります。

表 4.2-75 窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	名称	所在地
湖沼	桜山ダム貯水池(桜山貯水池)	姫路市及び太子町
	天満大池	稲美町
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年環境庁告示第27号）
「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域」（平成5年環境庁告示第67号）





26) 排水基準を定める省令別表第2の備考7に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)別表第2の備考7に規定するりん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域があります。規定状況を表4.2-76に、位置を図4.2-31に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池及び瀬戸内海があります。

表 4.2-76 りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域

対象	名称	所在地
湖沼	桜山ダム貯水池(桜山貯水池)	姫路市及び太子町
	加古大池	稲美町
	天満大池	稲美町
	長法池	稲美町
	入ヶ池	稲美町
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年環境庁告示第27号)

「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年環境庁告示第67号)

27) 土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により指定された要措置区域が3箇所、同法第11条第1項の規定により指定された形質変更時要届出区域が97箇所あります。指定状況を表4.1-32に示します。

28) ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はありません。

29) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により指定された指定区域が81箇所あります。指定状況を表4.1-33に示します。

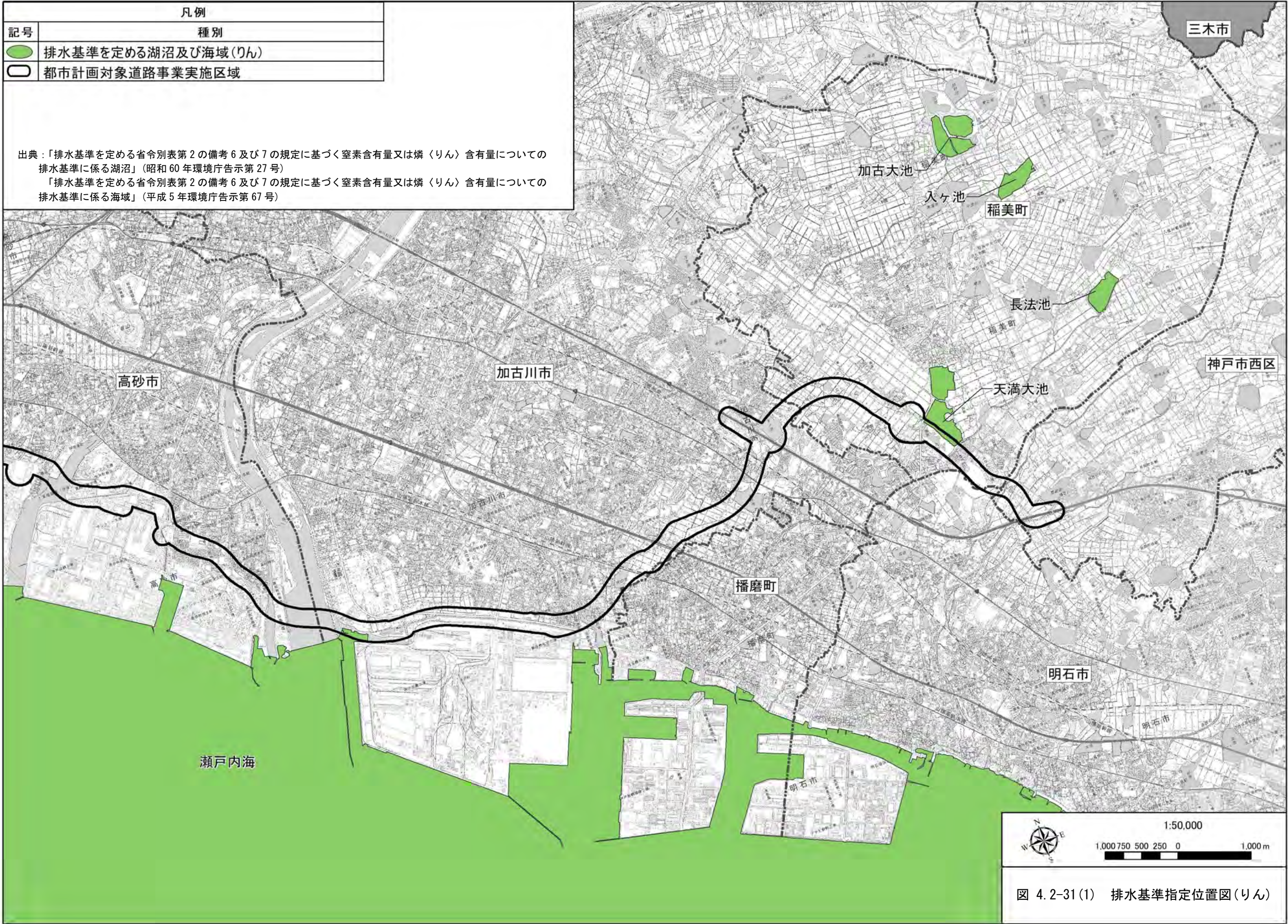
30) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条第1項の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域

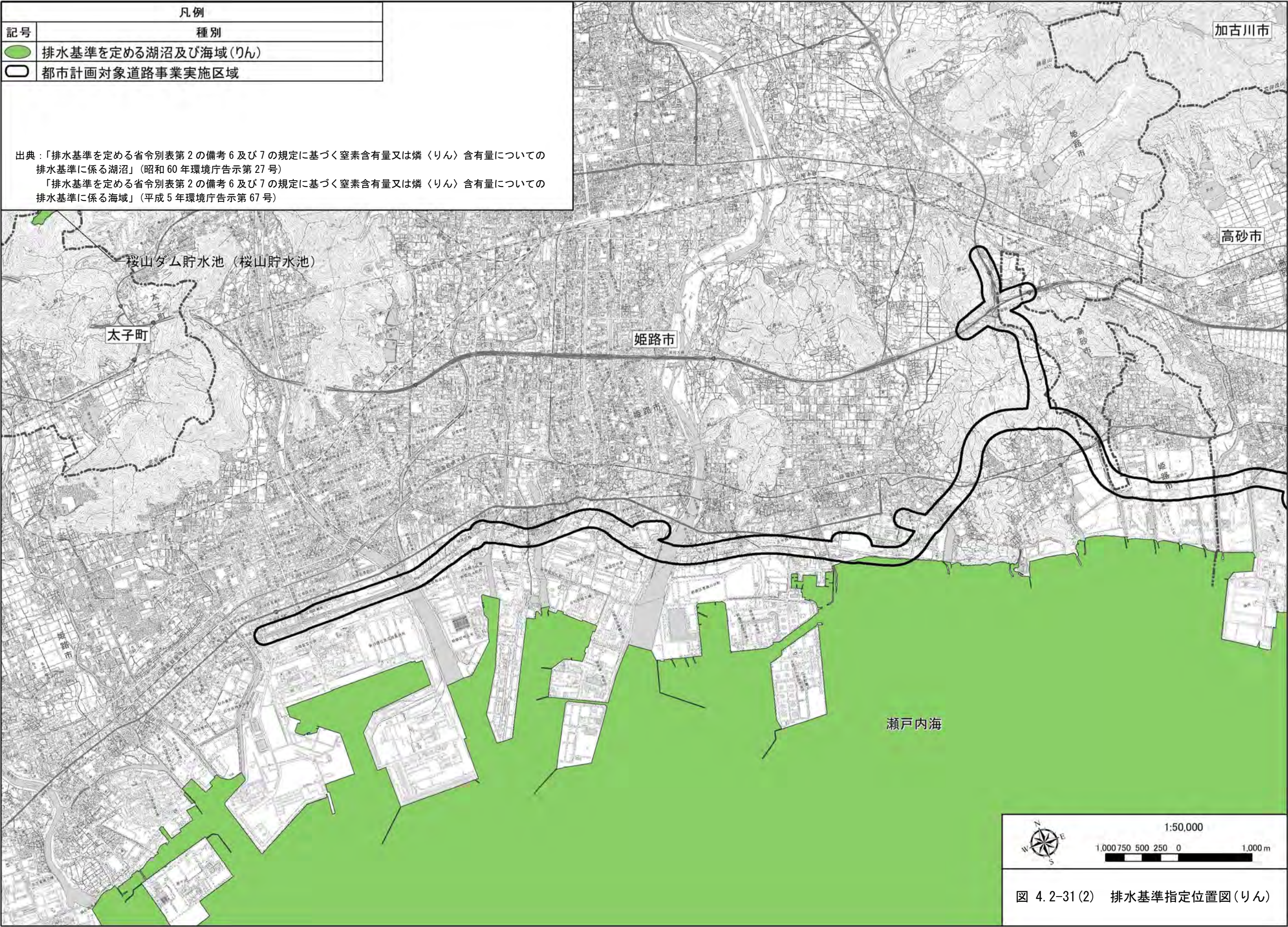
調査区域には、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)第3条第1項の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域はありません。

31) 森林法第25条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域には、「森林法」(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林があります。保安林の指定状況を図4.2-32に示します。

都市計画対象道路事業実施区域にも保安林が存在します。







32) 都市緑地法第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

調査区域では、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市及び太子町で基本計画が策定されています。

33) 景観法第8条第1項により定められた良好な景観の形成に関する計画(景観計画)

調査区域では、「景観法」(平成16年法律第110号)第8条第1項により定められた良好な景観の形成に関する計画として、表4.2-77に示すとおり、神戸市、姫路市で景観計画が策定されており神戸市の行政区域(地先公有水面を含む)及び姫路市全域が景観計画区域とされています。

表 4.2-77 景観計画策定状況

県・市町	景観計画	刊行年月
神戸市	「神戸市景観計画」	令和3年12月
姫路市	「姫路市景観計画」	令和3年4月

34) 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による用途地域が定められています。指定状況を表4.2-78に、位置を図4.2-33に示します。

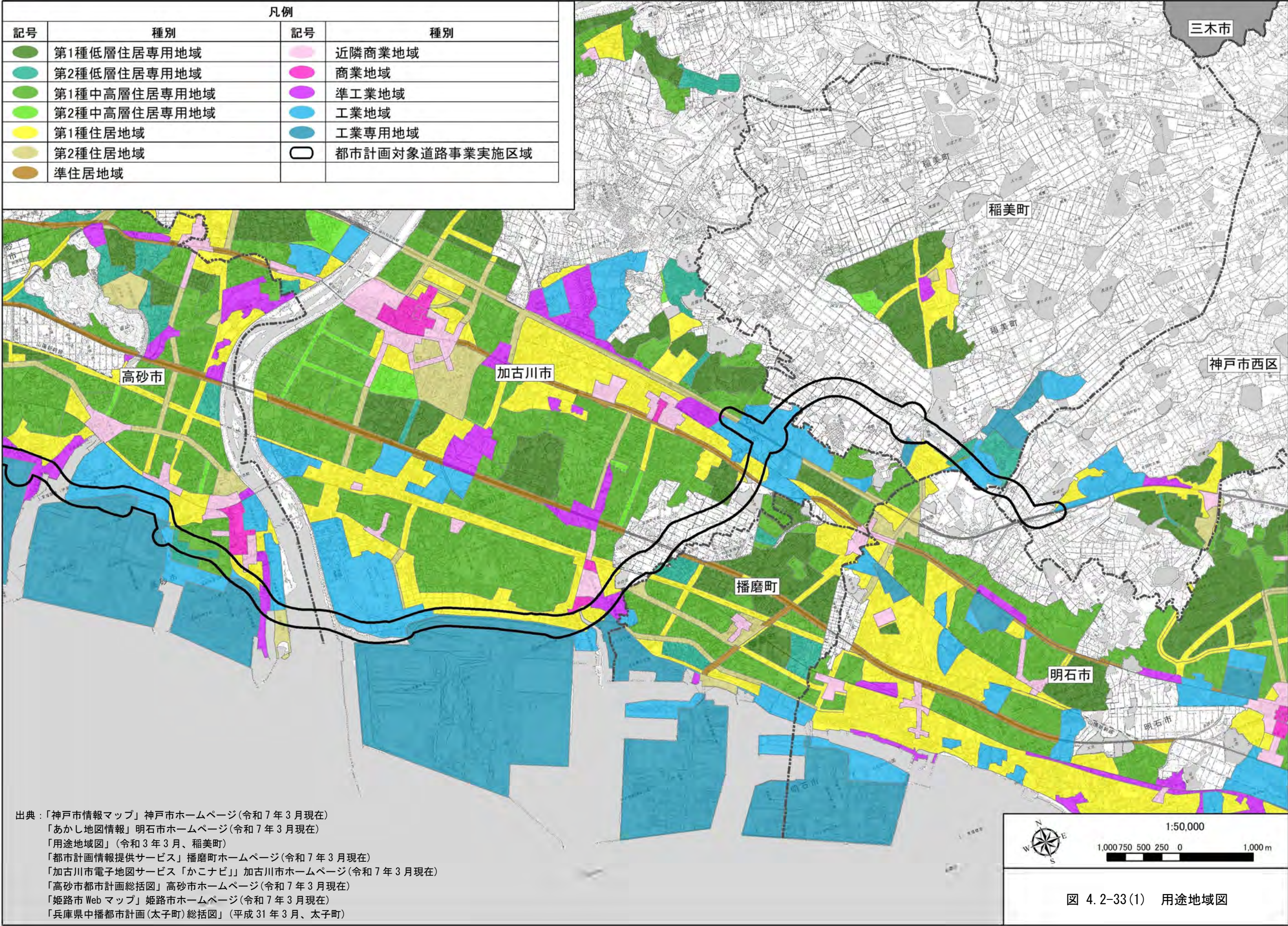
表 4.2-78 都市計画区域の指定状況

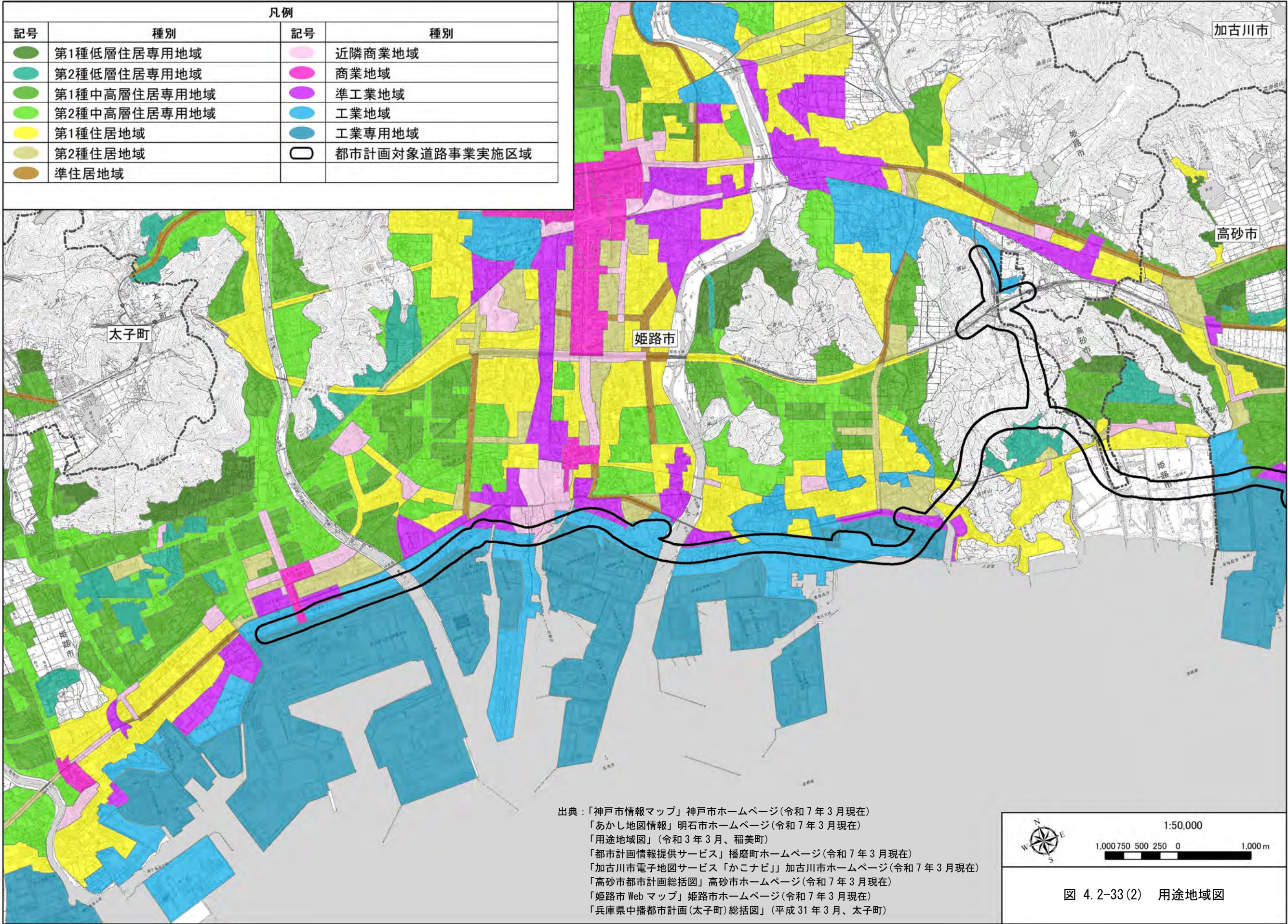
単位：ha

都市名		神戸市	明石市	稲美町	播磨町	加古川市	高砂市	姫路市	太子町
都市計画区域面積		55,730	4,942	3,492	924	13,848	3,438	30,753	2,261
用途地域	第1種低層住居専用	6,282	516	139	142	439	152	623	55
	第2種低層住居専用	45	—	25	54	68	96	407	—
	第1種中高層住居専用	3,866	997	1	145	1,148	549	1,351	202
	第2種中高層住居専用	425	56	9	—	79	7	1,810	29
	第1種住居	2,246	1,127	67	88	691	250	2,238	58
	第2種住居	1,315	68	2	43	190	138	447	24
	準住居	245	94	—	24	81	52	199	19
	田園住居	—	—	—	—	—	—	—	—
	近隣商業	771	208	4	13	137	63	415	10
	商業	736	94	—	—	39	17	285	—
	準工業	2,740	173	5	1	154	105	723	—
	工業	628	291	39	57	416	150	997	25
	工業専用	1,130	266	35	287	590	587	1,560	—

注) 令和6年4月1日現在の数値です。

出典：「兵庫県統計書 令和5年(2023)」(令和7年3月、兵庫県)





35) その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況

(1) 港湾法第2条第3項の規定に基づく港湾区域

調査区域には、「港湾法」(昭和25年法律第218号)第2条第3項の規定に基づく港湾区域が存在します。港湾区域の状況を表4.2-79及び図4.2-34に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、姫路港、東播磨港の港湾区域が存在します。

表 4.2-79 港湾区域の状況

種別	港名	管理者
国際拠点港湾	姫路港	兵庫県
重要港湾	東播磨港	兵庫県

出典：「令和5年(2023年)兵庫県港湾統計年報」(令和7年1月、兵庫県)

(2) 河川法第54条第1項の規定に基づく河川保全区域

調査区域には、「河川法」(昭和39年法律第167号)第54条第1項の規定に基づく河川保全区域が存在します。河川保全区域の状況を表4.2-80に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、八家川、市川、船場川、夢前川が存在します。

表 4.2-80 河川保全区域設定河川

区分	河川名	延長(m)
一級河川	加古川	778,119
	揖保川	290,810
二級河川	瀬戸川	5,710
	喜瀬川	8,380
	法華山谷川	17,247
	天川	21,953
	八家川	4,480
	市川	218,032
	船場川	15,520
	夢前川	95,415
	大津茂川	25,615

出典：「兵庫県統計書 令和5年(2023)」(令和7年3月、兵庫県)

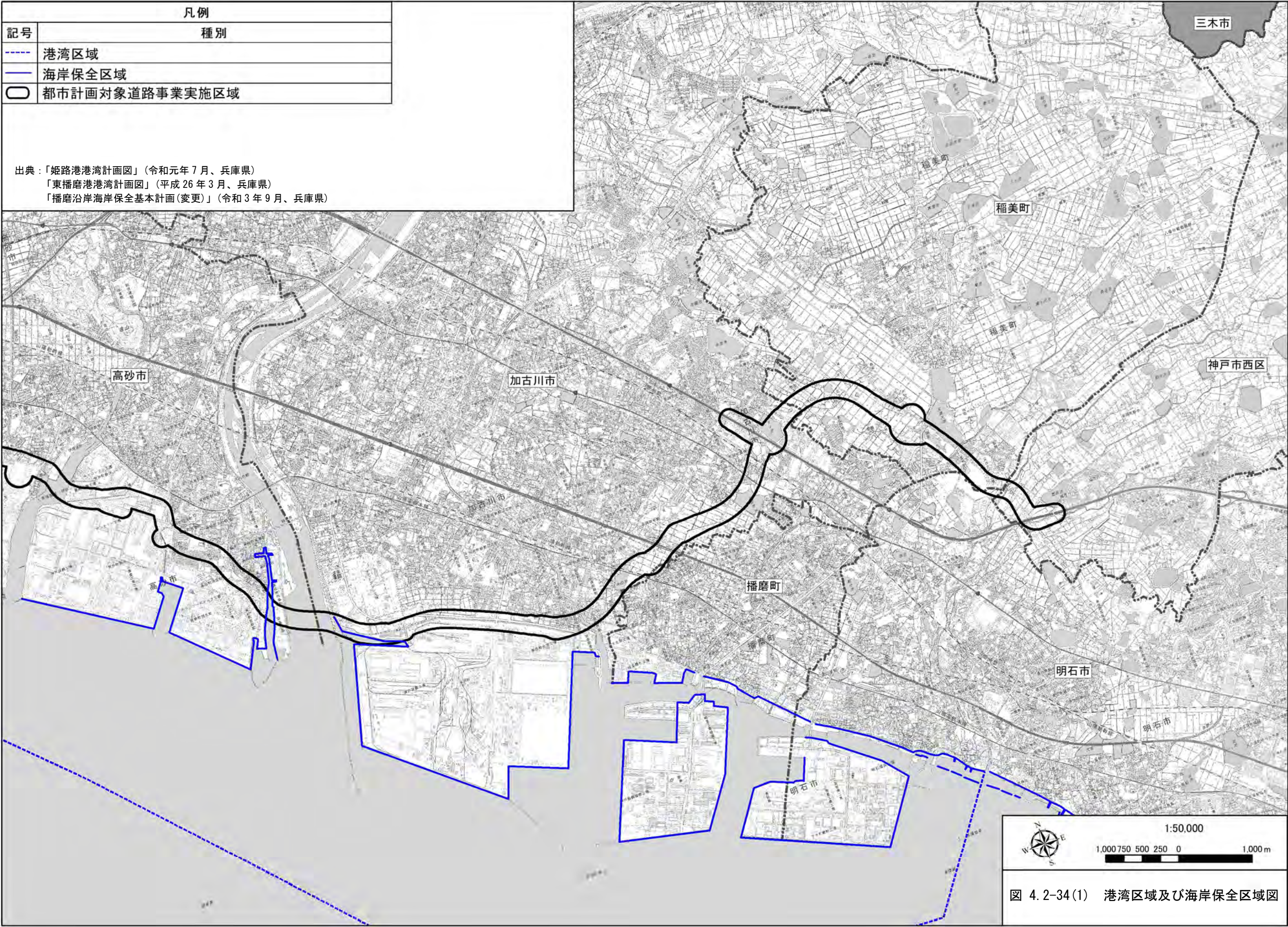
(3) 海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域

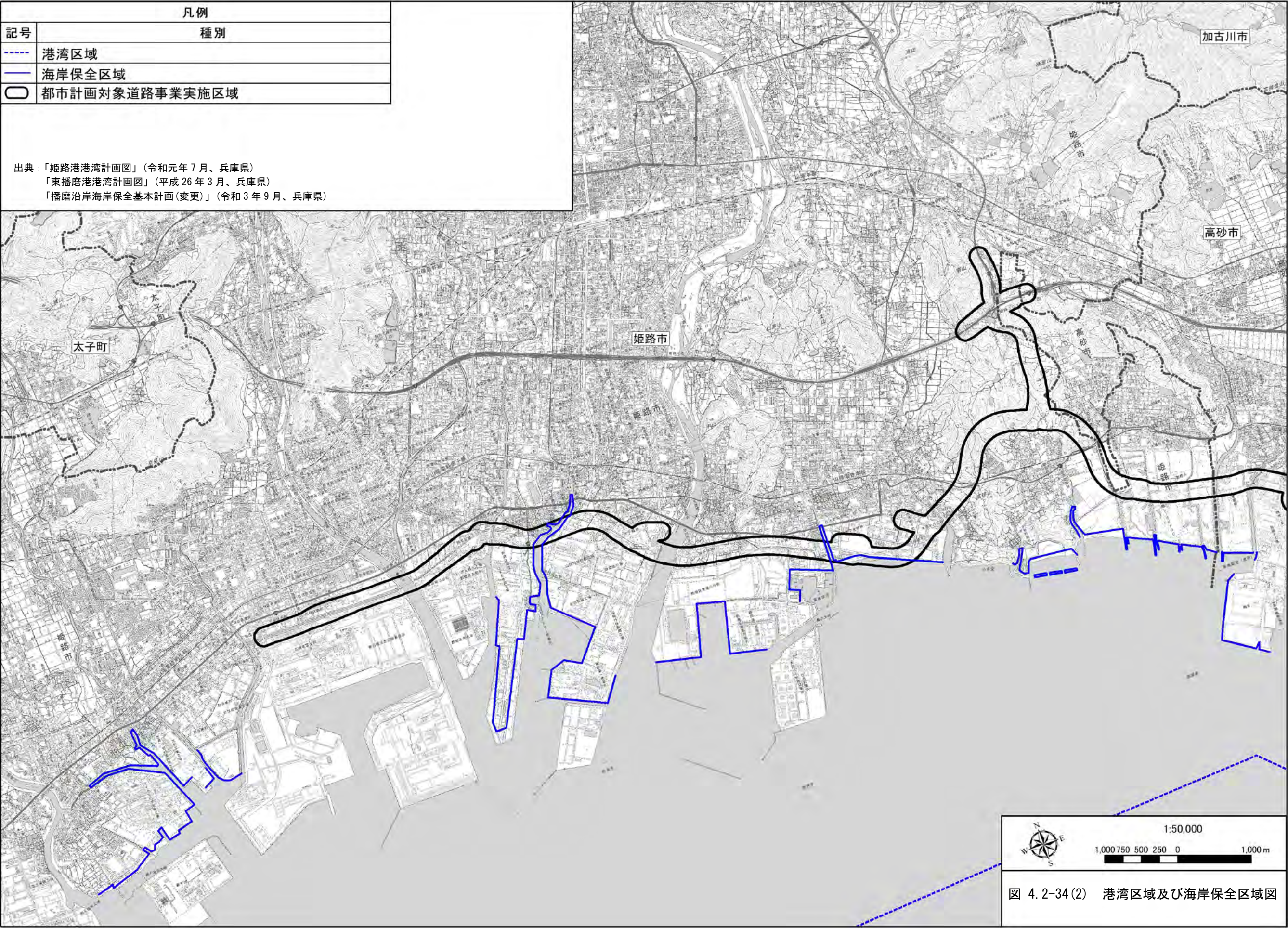
調査区域には、「海岸法」(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域が存在します。海岸保全区域の状況を図4.2-34に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、海岸保全区域が存在します。

(4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第1項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画(歴史的風致維持向上計画)

調査区域には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)第5条第1項の規定に基づく歴史的風致維持向上計画は策定されていません。





(5) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定に基づく地すべり防止区域

調査区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地すべり防止区域はありません。

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域が 37 箇所存在します。急傾斜地崩壊危険区域の状況を図 4.2-35 に示します。

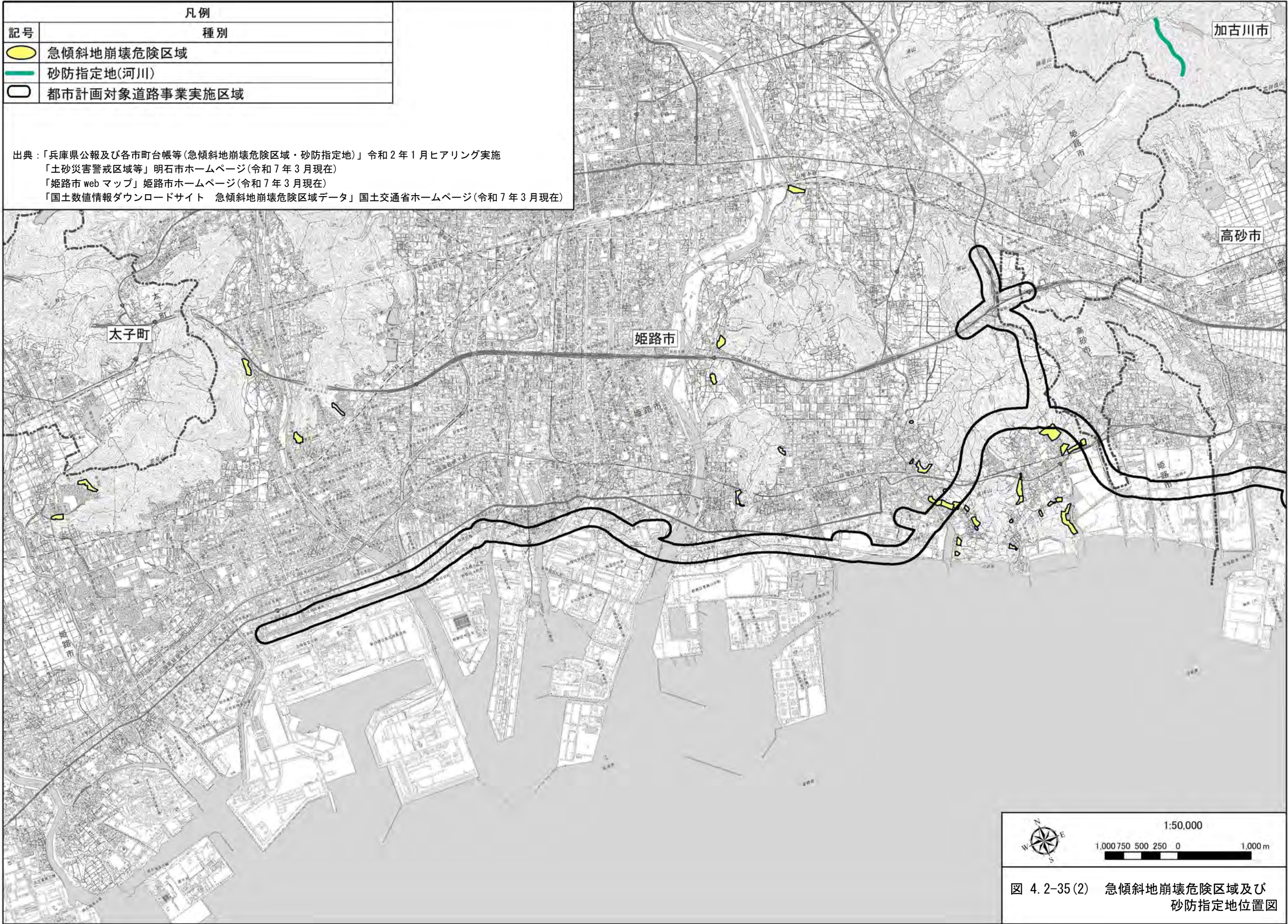
都市計画対象道路事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域が 7 箇所存在します。

(7) 砂防法第 2 条の規定に基づく砂防指定地

調査区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定に基づく砂防指定地が 1 箇所存在します。砂防指定地の状況を図 4.2-35 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、砂防指定地はありません。





4.2.9 その他の事項

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」という。)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土等)や、廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年法律第 110 号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に従い適正処理を行うこととされています。原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)及び「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 14 年 5 月 30 日改正、国土交通省)等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。

国土交通省においては、「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月、国土交通省)を策定し、表 4.2-81 に示す達成基準値を定めています。また、近畿地方においては、「近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015」(平成 27 年 6 月、建設副産物対策近畿地方連絡協議会)を策定し、表 4.2-82 に示すリサイクル率の目標値を定めています。

廃棄物に関する条例としては、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成 15 年兵庫県条例第 23 号)、「兵庫県建設リサイクルガイドライン」(平成 30 年 4 月、兵庫県県土整備部)等が定められています。

表 4.2-81 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

対象品目		平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5 %	99 % 以上
コンクリート塊	再資源化率	99.3 %	99 % 以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	96.2 %	97 % 以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	94.6 %	95 % 以上
建設混合廃棄物	排出率	3.1 %	3.0 % 以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	97.2 %	98 % 以上
建設発生土	有効利用率	79.8 %	80 % 以上

注) <再資源化率>

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<排出率>

全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<有効利用率>

建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典:「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月、国土交通省)

表 4.2-82 近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015 の目標

対象品目		平成 24 年度(実績)	平成 30 年度目標
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.5 %	99 % 以上
		99.6 %	99 % 以上
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	94.5 %	95 % 以上
		89.2 %	90 % 以上
建設混合廃棄物	排出率	4.8 %	3.5 % 以下
	再資源化・縮減率	42.0 %	50 % 以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	95.2 %	96 % 以上
建設発生土	建設発生土有効 利用率	－	80 % 以上

注) <再資源化率>

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧
や農地利用等を加えた有効利用量の合計の割合

出典:「近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015」(平成 27 年 6 月、建設副産物対策近畿地方連絡協議会)

2) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設 111 箇所(内 16 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの)があり、その一覧は表 4.2-83 及び表 4.2-84 に、位置は図 4.2-36 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、13 箇所の産業廃棄物に係る中間処理の許可施設があります。

表 4.2-83(1) 産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
1	三宝自動車(株)	神戸市西区岩岡町 岩岡 1091-1、2、11	圧縮【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮(96t/日)	外
2	木村工業(株)	神戸市西区上新地 3-2-11	選別【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】 圧縮【金属くず】 圧縮梱包【廃プラスチック類、金属くず】	選別(97.76t/日) 圧縮(4.96t/日) 圧縮(2t/日) 圧縮梱包(18.5t/日)	外
3	関西環境建設(株)	神戸市西区岩岡町 野中字福吉 540-6	圧縮梱包【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類】 コンクリート固型化【燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等】 コンクリート固化【燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等】	圧縮梱包(25t/日) コンクリート固型化(25t/日) コンクリート固化(32.96t/日)	外
4	(株)美建	神戸市西区上新地 3-12-5、6	破碎【汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	破碎(960t/日)	外
5	マツダ(株)	神戸市西区岩岡町 古郷字福吉西 1508-42	減容固化【廃プラスチック類】 減容固化、圧縮梱包【廃プラスチック類、紙くず、金属くず】	減容固化(1.2t/日) 圧縮梱包(241.6t/日)	外
6	(株)佐々木商店	神戸市西区岩岡町 古郷字福吉西 1528-12	中和【廃酸、廃アルカリ】 破碎【廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	中和(2m ³ /日) 破碎(13.68t/日)	外
7	(株)窪田窪商店	神戸市西区福吉台 1-1619-2 他 5 筆	破碎【廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】 切断・圧縮【廃プラスチック類、木くず、金属くず】 破碎【金属くず】	破碎(5.76t/日) 切断・圧縮(6t/日) 破碎(104t/日)	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「産業廃棄物中間処理業者(令和 5 年 8 月 1 日)」ひょうごの環境ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和 6 年 10 月 28 日現在)」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和 7 年 4 月 1 日現在)」姫路市ホームページ(令和 7 年 4 月現在)

表 4.2-83(2) 産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
8	日本エコロジ ー(株)	明石市二見町南二見 22 番 19 外 1 筆	蒸留【汚泥(廃油に含まれるものに限 る)、廃油】 中和・蒸留【廃酸(廃油に含まれるもの に限る)、廃アルカリ(廃油に含まれる ものに限る)】	中和・蒸留(20m ³ / 日)	外
9	日本磁力選鉱 (株)	明石市二見町南二見 17 番 8 外 1 筆	破碎【金属くず、鉱さい(無害に限る)】 混練【金属くず、鉱さい(無害に限る)】	破碎(273.0t/日) 混練(596.4t/日)	外
10-①	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 5 外 2 筆	脱水【汚泥】 中和【廃酸、廃アルカリ】 油水分離【汚泥、廃油、廃酸、廃アル カリ、廃プラ】 エマルジョン燃料化【汚泥、廃油、廃 酸、廃アルカリ、廃プラ】 混練・乾燥【燃え殻、汚泥、廃油、廃 プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動 植物性残さ、ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれ き類、ばいじん】 洗浄脱水【ばいじん】	油水分離(270m ³ / 日) 中和(270m ³ /日) 中和(270m ³ /日) 脱水及び洗浄脱 水(90m ³ /日) 乾燥(90m ³ /日) 脱水(90m ³ /日) エマルジョン燃 料化(300m ³ /日) 中和(90m ³ /日) 中和(90m ³ /日) 中和(90m ³ /日) 中和(120m ³ /日) 中和(120m ³ /日) 中和(144m ³ /日) 脱水及び洗浄脱 水(89m ³ /日)	外
10-②	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 3	油水分離【汚泥、廃油、廃酸、廃アル カリ、廃プラ】	油水分離(180m ³ / 日)	外
10-③	(株)ダイセキ	加古郡播磨町東新島 3 番 外 3 筆	混合・攪拌【汚泥、廃油、廃酸、廃アル カリ、廃プラ】	混合・攪拌	外
11	木村工業(株)	明石市二見町南二見 9 番 3	破碎【廃プラ、紙くず、木くず、繊維 くず、ゴムくず】 選別・破碎【廃プラ、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラ スクず・コンクリートくず及び陶磁器 くず、がれき類】 圧縮【廃プラ、紙くず、繊維くず、金 属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず(ガラスウールに限 る)】	破碎(351.6t/日) 破碎(142.8t/日) 選別(777.2t/日) 圧縮(2,541.6t/ 日) 選別(957.8t/日)	外
12	(株)平本商店	加古郡稲美町野谷 字中割 460-4	圧縮【廃プラ、木くず、金属くず、ガラ スクず・コンクリートくず及び陶磁 器くず、がれき類】 破碎【廃プラ、紙くず、木くず、ゴム くず、金属くず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くず】	圧縮、破碎	外
13	(株)マツオカ	加古郡稲美町加古 字池ノ内中 495 番 地 8	圧縮・切断【廃プラ、金属くず、ガラ スクず・コンクリートくず及び陶磁器 くず】	圧縮・切断	外
14	(株)アルファ	加古郡稲美町下草 谷字西大道 340 番 地の 55	焼却【木くず】 破碎【廃プラ、紙くず、木くず、繊維 くず、ゴムくず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くず】 圧縮【廃プラ、紙くず、繊維くず、金 属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず】 圧縮成型【廃プラ、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず】	焼却 破碎 圧縮 圧縮成型	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。
 出典：「産業廃棄物中間処理業者(令和 5 年 8 月 1 日)」ひょうごの環境ホームページ(令和 7 年 3 月現在)
 「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)
 「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和 6 年 10 月 28 日現在)」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)
 「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和 7 年 4 月 1 日現在)」姫路市ホームページ
 (令和 7 年 4 月現在)

表 4.2-83(3) 産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
15	(有)鈴木商店	兵庫県加古郡稲美町国安字新開 1280 番 5 外 1 筆	破碎【廃プラ、金属くず】	破碎	外
16	歩信栄建設(株)	加古郡稲美町加古字北新田北 1007 番地の 31	破碎【廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	破碎	外
17	金澤産業(株)	加古郡稲美町加古字見谷 3869 番 外 1 筆	破碎【廃プラ、紙くず、木くず】	破碎	外
18	ワイメタル(株)	加古郡稲美町中村 1216 番	破碎・選別【廃プラ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎・選別	外
19	(有)興永商事	加古郡稲美町加古 3175 番地の 13	破碎【廃プラ】	破碎	外
20	木村工業(株)	加古郡播磨町新島 16	破碎【廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】 破碎・選別【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	破碎、破碎・選別	外
21	多木建材(株)	加古郡播磨町宮西 2 丁目 198-2	破碎【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎	外
22-①	(株)池田	加古川市平岡町高畑 340 番地の 1	破碎【紙くず】 圧縮【廃プラ、紙くず、金属くず】	圧縮、破碎	内
22-②	(株)池田	高砂市高砂町字今津町 500 番 1	破碎【紙くず】 圧縮【廃プラ、紙くず、金属くず】	圧縮、破碎	外
23	加古川リサイクル(有)	加古川市野口町水足 123-25	破碎【がれき類】	破碎	外
24	(株)MCエバテック	加古川市金沢町 7 番地 関西熱化学株式会社社内	水蒸気賦活再生【汚泥】	水蒸気賦活再生	外
25	共栄(株)	加古川市野口町長砂 834 の 1	切断【廃プラ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】 破碎・選別【廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	切断、破碎・選別	外
26	三輪運輸工業(株)	加古川市金沢町 1 番地(株)神戸製鋼所加古川製鉄所内	焼却【汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず】	焼却	外
27	(株)神明解体工業	加古川市尾上町養田字養田開拓 1501 番 1 外 1 筆	圧縮【廃プラ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮	外
28	オメガオイル(株)	加古川市尾上町養田字養田開拓 1529-1 外 2 筆	油水分離【廃油】 焼却【汚泥、廃油】 エマルジョン燃料化【廃油、廃アルカリ】	油水分離、焼却、エマルジョン燃料化	外
29	(有)平康商会	加古川市志方町西牧字荒神谷北 1106 番 1	圧縮【廃プラ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮	外
30	(株)ジブテック	高砂市高砂町字向島町 1474 番 23	破碎【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎	外
31	マツバ商事(株)	高砂市高砂町南材木町 43 番地	破碎【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	破碎	外
32	日清鋼業(株)	高砂市荒井町新浜 2 丁目 2760 番の 2	破碎【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	破碎	内

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「産業廃棄物中間処理業者(令和 5 年 8 月 1 日)」ひょうごの環境ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和 6 年 10 月 28 日現在)」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和 7 年 4 月 1 日現在)」姫路市ホームページ(令和 7 年 4 月現在)

表 4.2-83(4) 産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
33	(有)金田商店	高砂市竜山 2 丁目 149-1	破砕【ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類】	破砕	外
34	(株)木村	高砂市中筋 5 丁目 864 番 1 他 4 筆	破砕【廃プラ、金属くず】	破砕	外
35	内藤金属(株)	高砂市梅井町 3 丁目 351 番 1 外 17 筆	圧縮・切断【廃プラ、金属くず、ガラ スクず・コンクリートくず及び陶磁器 くず、がれき類】	圧縮・切断	内
36-①	中谷建材(株)	高砂市梅井 5 丁目 2 番 10 号	破砕【ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類】	破砕	外
36-②	中谷建材(株)	高砂市曾根町新開 2945-1 外 1 筆	破砕【ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類】 溶融【がれき類】	破砕、溶融	外
37	(株)アイエイケ ー	姫路市大塩町字明 治新開 2018 番 29	破砕【廃プラスチック類、木くず】	破砕	外
38-①	栄商事(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来 3067 番 12	圧縮切断【廃プラスチック類、金属く ず、ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず、がれき類】	圧縮切断	外
38-②	栄商事(株)	姫路市別所町佐土 1 丁目 8 番 他 2 筆	圧縮切断【廃プラスチック類、金属く ず、ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず、がれき類】	圧縮切断	外
39	(株)新宮クリー ンランド	姫路市別所町佐土 字奥関切谷 1304 番 他 3 筆	焼却【紙くず、木くず、繊維くず】 破砕【廃プラスチック類、木くず、ゴ ムくず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず】	焼却、破砕	内
40	トウワインフ ラテックス(株)	姫路市四郷町本郷 字堰の内 207 番 3 他 8 筆	破砕【ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類】	破砕	外
41	三協建設(株)	姫路市白浜町宇佐 崎南 1 丁目 57 番 2	破砕【がれき類】	破砕	内
42	(株)グローバル 工業	姫路市御国野町御 着字東大門 668 番 他 4 筆	破砕【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず】 原料化【燃え殻、汚泥、鉍さい、ばい じん】	破砕、原料化	外
43-①	(有)ハタリサイ クルファクト リー	姫路市四郷町上鈴 字森元 156 番 1 他 4 筆	破砕【廃プラスチック類、木くず、金 属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず】	破砕	外
43-②	(有)ハタリサイ クルファクト リー	姫路市四郷町上鈴 字森元 101 番 他 1 筆	破砕【廃プラスチック類、木くず、金 属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず】	破砕	外
44	(有)梶工業	姫路市北原字峠東 712 番 他 4 筆	天日乾燥【汚泥】	天日乾燥	外
45	(株)畑地清掃	姫路市白浜町甲 1920 番地 54 姫路 市中央卸売市場内	溶融【廃プラスチック類】	溶融	外
46	(有)橋本自動車	姫路市花田町小川 字西皆地 1005 番 4 他 2 筆	圧縮【廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず】	圧縮	外
47	宏博産業(株)	姫路市花田町小川 1162 番 1 他 1 筆	脱水【汚泥】 乾燥【汚泥】 破砕【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、金属くず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くず】	脱水、乾燥、破砕	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「産業廃棄物中間処理業者(令和 5 年 8 月 1 日)」ひょうごの環境ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和 6 年 10 月 28 日現在)」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和 7 年 4 月 1 日現在)」姫路市ホームページ
(令和 7 年 4 月現在)

表 4.2-83(5) 産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
48	(有)金田商店	姫路市花田町高木 字分町 82 番 1 他 6 筆	破砕【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず】 圧縮【金属くず】 溶融【廃プラスチック類】	破砕、圧縮、溶融	外
49	(株)ヤマダ環境 サービス	姫路市野里字大日 河原 951 番地 25	減容【廃プラスチック類】	減容	外
50	住徳建設(株)	姫路市飾磨区中島 字川尻新田下 3210 番 他 13 筆	破砕【ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類】	破砕	外
51	(株)KS 興業	姫路市飾磨区中島 字川尻新田下 3208 番 他 1 筆	破砕【廃プラスチック類、紙くず、繊 維くず、金属くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず】	破砕	外
52	(株)キョウドウ	姫路市飾磨区中島 相生梅 2034 番地 他 85 筆	破砕【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類、鋳さい】 固化【汚泥】 油水分離【廃油】	破砕、固化、油水分離	外
53-①	マキウラ鋼業 (株)	姫路市飾磨区英賀 字東浜甲 1960 番地 の 5 他 41 筆	破砕【廃プラスチック類、燃え殻、紙 くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず、がれき類】 圧縮・切断【廃プラスチック類、紙く ず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金 属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず、がれき類】 減容固化【廃プラスチック類、燃え殻、 汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴ ムくず、金属くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず、がれき 類】	破砕、圧縮・切断、 減容固化	外
53-②	マキウラ鋼業 (株)	姫路市飾磨区中島 字相生梅 2172 番 1 他 5 筆	破砕【廃プラスチック類、燃え殻、紙 くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず、がれき類】 圧縮・切断【廃プラスチック類、紙く ず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金 属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず、がれき類】 減容固化【廃プラスチック類、燃え殻、 汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴ ムくず、金属くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず、がれき 類】	破砕、圧縮・切断、 減容固化	外
53-③	マキウラ鋼業 (株)	姫路市飾磨区中島 字相生梅 2174 番 10 他 1 筆	破砕【廃プラスチック類、燃え殻、紙 くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず、がれき類】 圧縮・切断【廃プラスチック類、紙く ず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金 属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず、がれき類】 減容固化【廃プラスチック類、燃え殻、 汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴ ムくず、金属くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず、がれき 類】	破砕、圧縮・切断、 減容固化	外

注) 区域内/外: 都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典: 「産業廃棄物中間処理業者(令和 5 年 8 月 1 日)」ひょうごの環境ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和 6 年 10 月 28 日現在)」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和 7 年 4 月 1 日現在)」姫路市ホームページ
(令和 7 年 4 月現在)

表 4.2-83(6) 産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
54-①	(株)姫路環境開発	姫路市飾磨区中島 字宝来 3067 番 17 他 2 筆	破砕【廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、繊維くず】 減容【廃プラスチック類】 固化【汚泥】	破砕、減容、固化	外
54-②	(株)姫路環境開発	姫路市飾磨区中島 字宝来 3059 番 6 他 2 筆	破砕【廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、繊維くず】 減容【廃プラスチック類】 固化【汚泥】	破砕、減容、固化	外
54-③	(株)姫路環境開発	姫路市飾磨区中島 字相生梅 2104 番 2 他 7 筆	破砕【廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、繊維くず】 減容【廃プラスチック類】 固化【汚泥】	破砕、減容、固化	外
55	日本選鋼(株)	姫路市飾磨区中島 字相生松 1875 番 1	破砕【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類】	破砕	外
56	西播商事(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来 3067 番 18 他 1 筆	焼却【燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	焼却	外
57	西播環境整備(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来 3067 番 8、10	破砕【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】 固形燃料化【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず】	破砕、固形燃料化	外
58	姫路鐵鋼リファイン(株)	姫路市飾磨区中島 字相生鶴 1598 番 9 他 5 筆	還元焙焼【ばいじん】	還元焙焼	外
59	(株)山陽ヒメジ	姫路市飾磨区恵美 酒字中田 315 番 1 他 2 筆	圧縮切断【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	圧縮切断	外
60	サンワ技研(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来 3059 番 21 他 2 筆	混合調整【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ】 混練【燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、鉋さい、ばいじん】 混合中和【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ】	混合調整、混練、混合中和	外
61-①	新日本開発(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来 3059 番 2	焼却【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物の死体、政令 13 号廃棄物】 混合【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、政令 13 号廃棄物】 破砕【廃プラスチック類、木くず】 油水分離【廃油】	焼却 混合、破砕 油水分離	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「産業廃棄物中間処理業者(令和 5 年 8 月 1 日)」ひょうごの環境ホームページ(令和 7 年 3 月現在)
「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)
「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和 6 年 10 月 28 日現在)」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)
「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和 7 年 4 月 1 日現在)」姫路市ホームページ(令和 7 年 4 月現在)

表 4.2-83(7) 産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
61-②	新日本開発(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来 3059 番 3 他 1 筆	焼却【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず、動物の死体、政 令 13 号廃棄物】 混合【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、政令 13 号廃 棄物】 破碎【廃プラスチック類、木くず】 油水分離【廃油】	焼却 混合、破碎 油水分離	外
62	ダイネン(株)	姫路市飾磨区中島 字一文字 3001 番 2 他 3 筆	混練・造粒【燃え殻、ばいじん、廃プ ラスチック類、汚泥、鉍さい】	混練・造粒	外
63	(株)アール・ビ ー・エヌ	姫路市飾磨区中島 字宝来 3059 番 20 姫路市飾磨区中島 字宝来 3059 番 19 他 2 筆	破碎【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器くず】 固形燃料化【廃プラスチック類、紙く ず、木くず、繊維くず】	破碎、固形燃料化	外
64	片倉コープア グリ(株)	姫路市飾磨区細江 字西宮前 1050 番 他 4 筆	粒状肥料化【燃え殻、汚泥、廃酸、廃 アルカリ、動植物性残さ、ばいじん】 液状肥料化【廃酸、廃アルカリ】 混合肥料化【汚泥】	粒状肥料化、液状 肥料化、混合肥料 化	内
65-①	(株)光商	姫路市飾磨区細江 字浜万歳 1304 番 1 他 1 筆	破碎【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器くず】 圧縮【金属くず】 油水分離【廃油】 減容【廃プラスチック類】	破碎、圧縮、油水 分離、減容	外
65-②	(株)光商	姫路市飾磨区構字 東飯田新田 1086 番 1 他 6 筆	破碎【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器くず】 圧縮【金属くず】 油水分離【廃油】 減容【廃プラスチック類】	破碎、圧縮、油水 分離、減容	内
66	(株)茨木金属商 会	姫路市飾磨区加茂 242 番地の 1	切断圧縮【廃プラスチック類、金属く ず、ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず】 切断【金属くず】	切断圧縮、切断	外
67	(株)新生興業	姫路市飾磨区構字 西飯田新田 1107 番 1 他 8 筆	熔融【廃プラスチック類】 破碎【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	熔融、破碎	内
68-①	(有)エコ・マテ リアル	姫路市飾磨区今在家 1113 番 5 他 5 筆	破碎【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず、金属くず】	破碎	内
68-②	(有)エコ・マテ リアル	姫路市飾磨区構字 西飯田新田 1117 番 地 他 1 筆	破碎【廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず】 固形燃料化【廃プラスチック類】 熔融【廃プラスチック類】	破碎、固形燃料 化、熔融	内
69	(株)しらさぎア スコン	姫路市飾磨区今在家 字東葭林新田 1120 番 1	破碎【ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類】	破碎	内
70	産業振興(株)	姫路市広畑区富士町 11 番	圧縮【金属くず】	圧縮	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「産業廃棄物中間処理業者(令和 5 年 8 月 1 日)」ひょうごの環境ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和 6 年 10 月 28 日現在)」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和 7 年 4 月 1 日現在)」姫路市ホームページ
(令和 7 年 4 月現在)

表 4.2-83(8) 産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 ^{注)}
71	日鉄スラグ製品(株)	姫路市広畑区富士町 11	破碎混合【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類】	破碎混合	外
72	姫路開発興業(株)	姫路市広畑区大町 1 丁目 55 番 1 他 3 筆	破碎【がれき類】	破碎	内
73	(株)テツゲン	姫路市広畑区富士町 1 番地、17 番地	破碎・焼却【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず】 焼却【汚泥、廃油】 混練【汚泥】	破碎・焼却、焼却、混練	外
74	(株)徳原商店	姫路市広畑区吾妻町 1 丁目 45 番地	破碎【廃プラスチック類、紙くず、木くず】	破碎	外
75	(株)イセダ商会	姫路市広畑区大町 3 丁目 38 番	破碎【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎	外
76	日進興業(株)	姫路市大津区勘兵衛町 2 丁目 44 番 5 他 1 筆	破碎・選別【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	破碎・選別	外
77	柴田産業(株)	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 34 番 1 他 4 筆	圧縮・切断【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	圧縮・切断	外
78	ヤマトスチール(株)	姫路市大津区吉美字元浜南 429 番 2	熔融【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	熔融	外
79	(株)新井商会	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1	切断・圧縮【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	切断・圧縮	外
80	(有)喜匠	姫路市網干区浜田字南垣原 1320 番 13 他 4 筆	破碎及び選別【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類】	破碎及び選別	外
81	アミタサーキュラー(株)	姫路市網干区浜田字南垣原 1320 番 1 他 3 筆	燃料化【燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ばいじん】 金属原料化【汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ばいじん、鋳さい】 セメント原料化【燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん】 破碎【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】	燃料化、金属原料化、セメント原料化、破碎	外
82	昭和瀝青工業(株)	揖保郡太子町原字白毛 30-1 外 8 筆	混合【ばいじん】 破碎・熔融【がれき類】	混合、破碎・熔融	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「産業廃棄物中間処理業者(令和 5 年 8 月 1 日)」ひょうごの環境ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物中間処理業者一覧(令和 6 年 10 月 28 日現在)」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和 7 年 4 月 1 日現在)」姫路市ホームページ(令和 7 年 4 月現在)

表 4.2-84(1) 特別管理産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域内/外 (注)
1	関西環境建設(株)	神戸市西区岩岡町 野中字福吉 540-6	圧縮梱包【燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん】 コンクリート固型化【燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん】 コンクリート固化【燃え殻】	圧縮梱包(25t/日) コンクリート固型化(25t/日) コンクリート固化(32.96t/日)	外
2	日本エコロジー(株)	明石市二見町南二見 22 番 19 外 1 筆	蒸留【汚泥(特定有害産業廃棄物含有物)、廃油(特定有害産業廃棄物含有物、引火性)】 中和・蒸留【廃酸(特定有害産業廃棄物含有物、pH2.0 以下)、廃アルカリ(特定有害産業廃棄物含有物、pH12.5 以上)】但し、汚泥、廃酸、廃アルカリは、廃油に含まれるものに限る。特定有害産業廃棄物とは、次のものに限る。①ジクロロメタン、②1,2-ジクロロエタン、③1,1-ジクロロエチレン、④1,1,1-トリクロロエタン、⑤1,1,2-トリクロロエタン、⑥ベンゼン、⑦トリクロロエチレン、⑧テトラクロロエチレン、⑨シアン	中和・蒸留(20 m ³ /日)	外
3-①	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 5 外 2 筆	中和【汚泥(特定有害産業廃棄物は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素を含む)、廃酸(pH2.0 以下、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサンを含むものに限る)、廃アルカリ(pH12.5 以上、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサンを含むものに限る)】 油水分離【廃油(引火性廃油に限る)、廃酸(pH2.0 以下であるものに限る)】 洗浄脱水【ばいじん(鉛を含有するものに限る)】	油水分離(270m ³ /日) 中和(270m ³ /日) 中和(270m ³ /日) 中和(90m ³ /日) 中和(90m ³ /日) 中和(90m ³ /日) 洗浄脱水(24t/日) 中和(120m ³ /日) 中和(120m ³ /日) 洗浄脱水(24t/日)	外
3-②	(株)ダイセキ	明石市二見町南二見 21 番地 3	油水分離【廃油(引火性廃油に限る)、廃酸(pH2.0 以下であるものに限る)】	油水分離(180 m ³ /日)	外
3-③	(株)ダイセキ	加古郡播磨町東新島 3 番 外 3 筆	混合、攪拌【廃油、廃酸、廃アルカリ】	混合、攪拌	外
4	多木化学(株)	加古郡播磨町宮西 346 番地	混合【感染性廃棄物】	混合	外
5	(株)MCエバテック	加古川市金沢町7番地 関西熱化学株式会社内	水蒸気賦活再生【廃酸】	水蒸気賦活再生	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「特別管理産業廃棄物中間処理業者(令和5年8月1日)」ひょうごの環境ホームページ(令和7年3月現在)

「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和7年3月現在)

「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧(令和5年11月16日現在)」明石市ホームページ(令和7年3月現在)

「産業廃棄物処理業者簡易名簿(特別管理産業廃棄物処分業)(令和7年4月1日現在)」姫路市ホームページ(令和7年4月現在)

表 4. 2-84(2) 特別管理産業廃棄物処分業者(中間処理)一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法	区域 内/外 (注)
6	オメガオイル(株)	加古川市尾上町養田 字 養 田 開 拓 1529-1 外2筆	焼却【廃油(揮発油類、灯油類又は軽油類に限る)】	焼却(0.4m ³ /日)	外
7	西播商事(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来3067番地18 他1筆	焼却【廃油(揮発油類等)・廃酸(pH2.0以下)・廃アルカリ(pH12.5以上)・特定有害産業廃棄物(廃油 汚泥 廃酸 廃アルカリ)・感染性産業廃棄物】	焼却	外
8	サンワ技研(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来3059番21 他2筆	混合調整【廃油(揮発油類等)】 混合中和【廃油(揮発油類等)・廃酸(pH2.0以下)・廃アルカリ(pH12.5以上)】	混合調整、混合中和	外
9-①	新日本開発(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来3059番2	焼却【廃油(揮発油類等)・廃酸(pH2.0以下)・廃アルカリ(pH12.5以上)・感染性産業廃棄物】	焼却	外
9-②	新日本開発(株)	姫路市飾磨区中島 字宝来3059番3 他1筆	焼却【廃油(揮発油類等)・廃酸(pH2.0以下)・廃アルカリ(pH12.5以上)・感染性産業廃棄物】	焼却	外
10	姫路鐵鋼リファイン(株)	姫路市飾磨区中島 字相生鶴1598番9 他5筆	還元焙焼【特定有害産業廃棄物(ばいじん)】	還元焙焼	外
11	片倉コープアグリ(株)	姫路市飾磨区細江 字西宮前1050番 他4筆	肥料原料化【廃酸(pH2.0以下)・廃アルカリ(pH12.5以上)】 粒状肥料化【廃酸(pH2.0以下)・廃アルカリ(pH12.5以上)】 液状肥料化【廃酸(pH2.0以下)・廃アルカリ(pH12.5以上)】	肥料原料化、粒状肥料化、液状肥料化	内
12	(株)アステック入江	姫路市広畑区富士町1番地	廃液再生【廃酸(pH2.0以下)】	廃液再生	外
13	ヤマトスチール(株)	姫路市大津区吉美 字元浜南429番2	熔融【感染性産業廃棄物】	熔融	外

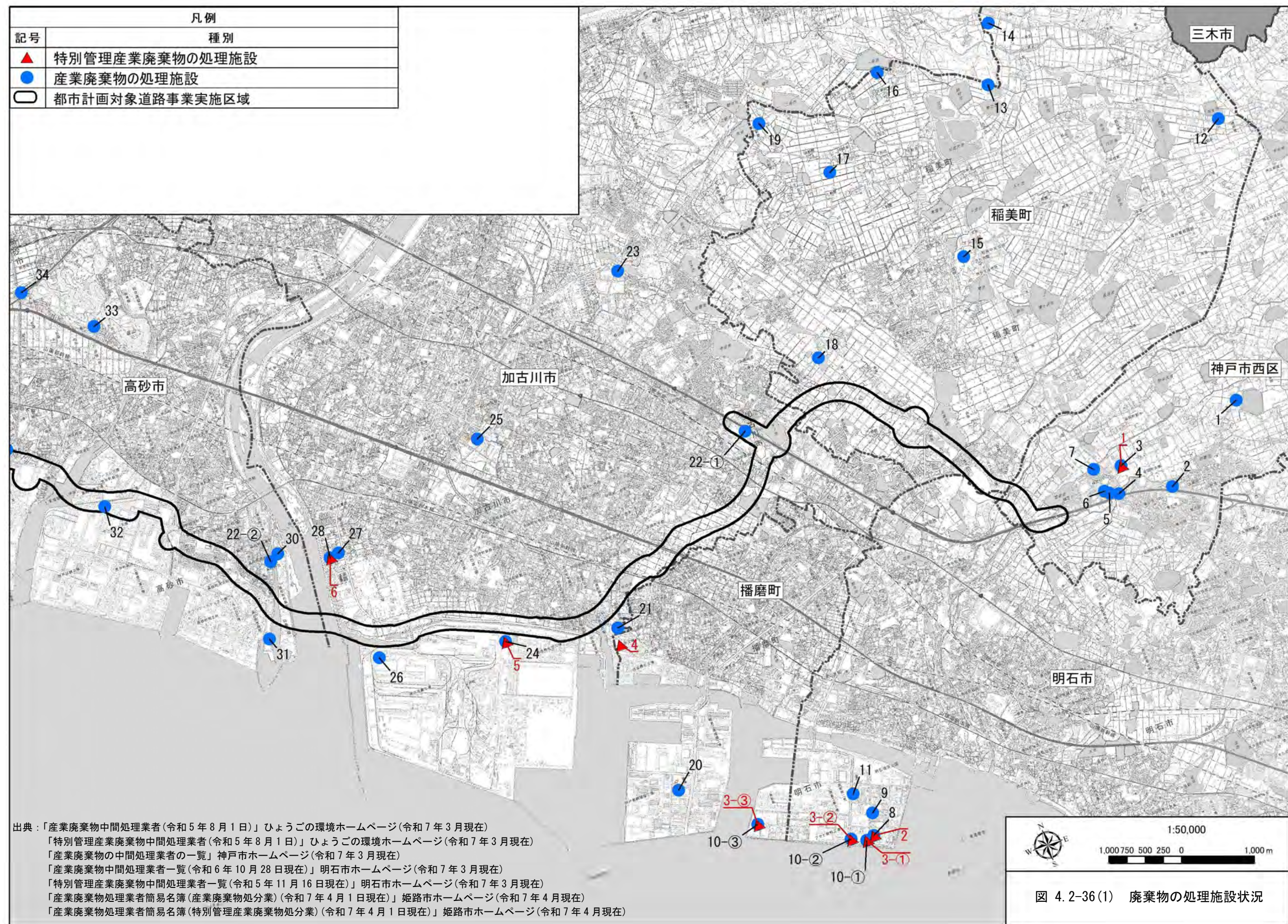
注) 区域内/外: 都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

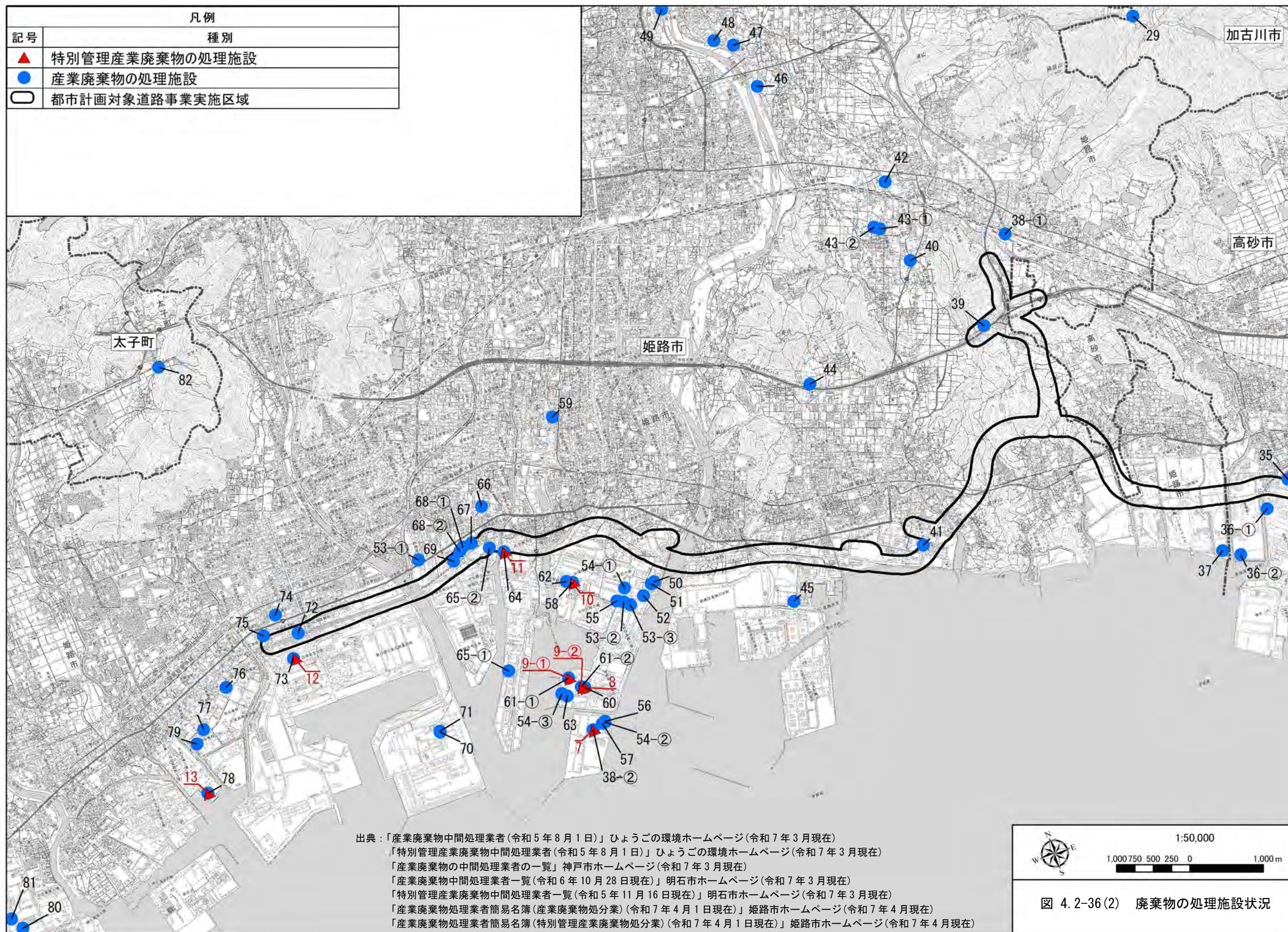
出典: 「特別管理産業廃棄物中間処理業者(令和5年8月1日)」ひょうごの環境ホームページ(令和7年3月現在)

「産業廃棄物の中間処理業者の一覧」神戸市ホームページ(令和7年3月現在)

「特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧(令和5年11月16日現在)」明石市ホームページ(令和7年3月現在)

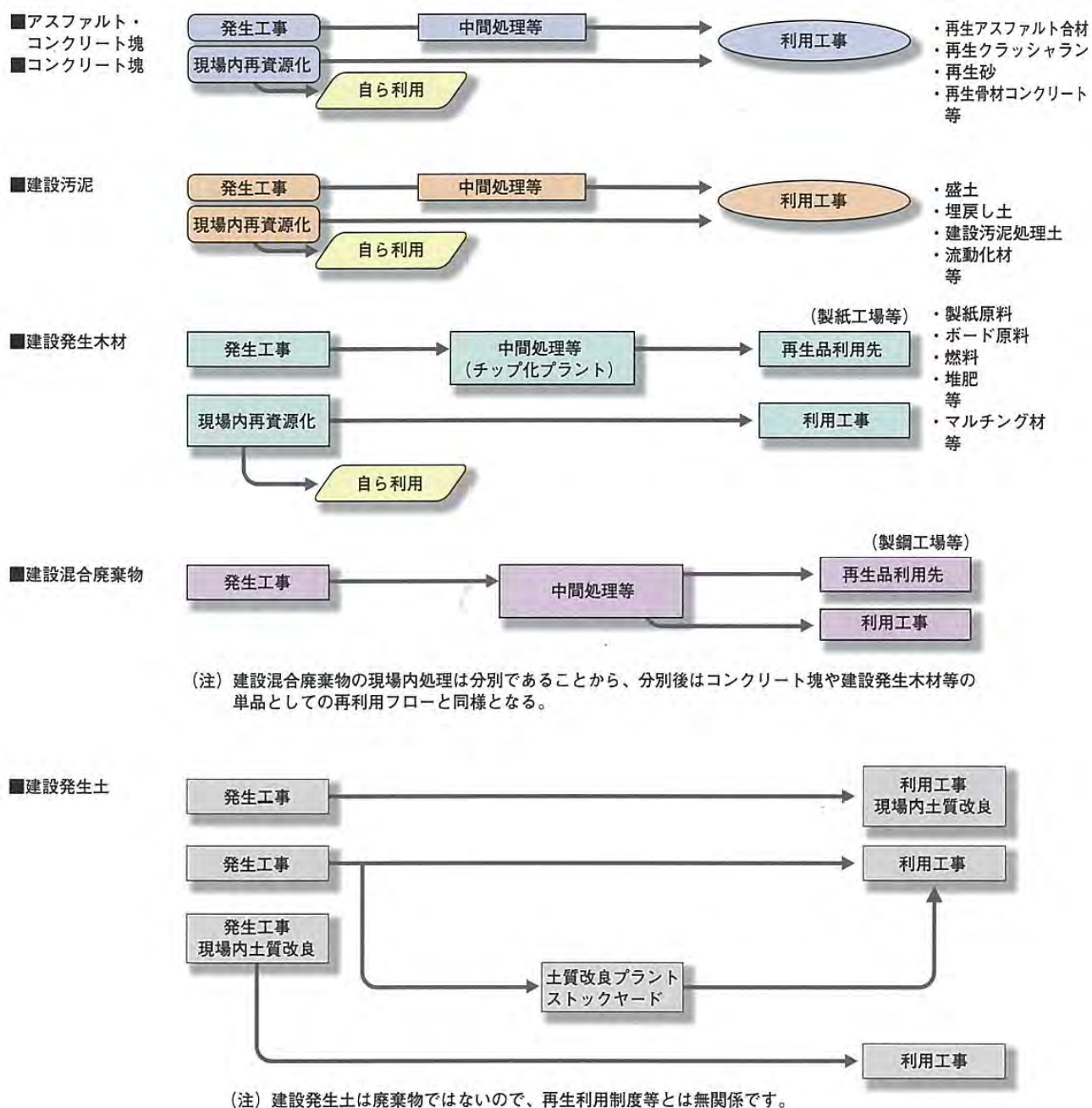
「産業廃棄物処理業者簡易名簿(特別管理産業廃棄物処分業)(令和7年4月1日現在)」姫路市ホームページ(令和7年4月現在)





3) 建設廃棄物等の再生利用・処理技術の現況

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは図 4.2-37 に示すとおりです。



出典：「よくわかる建設リサイクル 2020」（令和 3 年 2 月、建設副産物リサイクル広報推進会議）

図 4.2-37 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ